

## E P Oにおいて特許を受けることができる生物工学的発明の更新情報

欧州特許庁は、本質的に生物学的な繁殖方法のみによって得られる植物および動物を、特許性から除外する決定を下した。この新しい規定は、即座に 2017 年 7 月 1 日から発効する。

欧州特許庁（E P O）は、生物工学的発明の法的保護に関する欧州議会および理事会の指令 98/44/EC の特定条項に関する 2016 年 11 月よりの欧州委員会通知を考慮することを決定した。この通知において、「植物または動物を保護するための本質的に生物学的な方法」（生物工学的発明に関する EU（欧州連合）指令（98/44/EC）の第 4 条参照）と同様に、「本質的に生物学的な方法に由来する植物および動物」は、特許性から除外すべきであるとの判断が示されていた。

そのため、欧州特許庁は、本質的に生物学的な繁殖方法のみによって得られる植物および動物を特許性から除外する決定を下した。

よって、E P O は、E P C 第 53 条(b)における植物を生産する本質的に生物学的な方法の除外は、植物または果物若しくは植物の部分のような植物素材に関する製品クレームの特許付与可能性にマイナスの影響を及ぼしはしないと当時判断した E P O 拡大審判部の最も論評された決定 G2/12（「トマト I I」）および G2/13（「ブロッコリー I I」）について、正反対の見解を表明する。

新しい規定は、即座に 2017 年 7 月 1 日から発効する。加えて、E P C の施行規則である規則 27 および 28 は、以下のように改訂された。

E P C 規則 28 の新しい第 2 項：

「(2) 第 53 条(b)に基き、本質的に生物学的な方法のみによって得られる植物または動物については、欧州特許は付与されないものとする。」

E P C 規則 27 の第(b)項：

「(b) 規則 28 第 2 項を何ら損なうことなく、発明の技術的な実施可能性が特定の植物または動物の品種に限定されない場合の植物または動物」

本質的に生物学的な方法によって得られる植物または動物に関する審査および異議申立事件は、欧州委員会通知の結論に応じて 2016 年 11 月以降延期されていたが、徐々に再開され、明確にされた実務に従って審査される。